

災害発生時における
応急対策に関する協定書

令和3年8月3日

亀岡市
亀岡市森林組合

災害発生時における応急対策に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と亀岡市森林組合（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として実施する災害発生時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における甲と乙との応急対策の実施に関する基本事項を定め、市民の救護活動等を円滑に行うため、災害によって影響を受けた森林等の回復を図ることを目的とする。

（応急対策の内容）

第2条 甲が乙に実施を要請する応急対策の内容は、緊急通路等を塞ぐ倒木及びかかり木の処理とする。

（平常時の準備）

第3条 乙は、災害発生時、迅速に応急対策を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ甲に報告する。

- （1）災害発生時における連絡体制
- （2）乙に所属する森林事業者（以下「組合員」という。）等からの情報収集体制
- （3）出動が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（実施要請）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して「応急対策実施要請書」（別記様式1）により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り速やかに当該応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により当該応急対策を実施した場合は、速やかに甲に報告し、応急対策を終了した後に応急対策実施報告書（別記様式2）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく応急対策のうち、甲の依頼に基づく被害状況の調査及び報告については乙の負担とし、その後、資材、機材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者等に対する損害)

第7条 組合員が応急対策に伴い第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

(災害補償)

第8条 第4条の規定に基づき、応急対策に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙及び組合員の責任において行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までにいずれか一方から書面により更新をしない旨の通知がない場合は、この協定は1年間更新され、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月3日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長

桂川 孝裕

乙 京都府亀岡市下矢田町医王谷25-3

亀岡市森林組合

代表理事組合長

山脇 安三